平成２５年（フ）第２５４号
盛岡市高松４丁目７番93号
債務者　黒丸　義夫
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６１号
盛岡市玉山区寺林字梨木平15番地４
債務者　小林　　緑
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８４号
盛岡市志家町８番４号　エスタシオン102号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎94番地481
債務者　岩崎久美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９１号
盛岡市本町通３丁目５番43号　わかくさ荘202号
債務者　福士　玲子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６４２号
仙台市青葉区上杉６丁目１番16―206号
債務者　畑　久美子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４６号
仙台市青葉区小松島２丁目９番８―701号
債務者　中里まゆみ（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５０号
仙台市青葉区下愛子字横町前20番地の４
債務者　高橋　友理
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
茨城県水戸市浜田１丁目７番１―201号　シティコート浜田
債務者　斉藤有貴子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
茨城県筑西市乙423番地１　マイシティライフ36番館101、前住所茨城県筑西市嘉家佐和1765番地１ピアミオート内
債務者　林　　勇（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０８号
茨城県古河市東山田2944番地470
債務者　木村磨里子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３７号
茨城県坂東市岩井2275番地１
債務者　倉持　央明
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４０号
茨城県筑西市岡芹２番地８
債務者　滝田　佳子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４１号
茨城県古河市仁連2489番地11
債務者　加藤　繁志
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４２号
茨城県猿島郡境町若林2269―１　老人介護保険施設夢彩の舎、住民票上の住所茨城県猿島郡境町249番地16
債務者　根本　　厚
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４３号
茨城県桜川市真壁町長岡446番地１
債務者　長岡　祥子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４５号
茨城県古河市尾崎3514番地14
債務者　武田　　勝
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４７号
茨城県下妻市江1905番地12
債務者　新岡　　保
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部